大阪市此花区役所 1階区民情報コーナーパンフレット広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経 済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次の とおり募集します。

1. 施設の概要

(1) 名称

大阪市此花区役所

(2) 住所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

第4日曜日(一部業務で開庁※)

(3) 庁舎開庁時間

月曜日~木曜日

午前9時00分~午後5時30分 金曜日(午後5時30分以降は一部業務で開庁) 午前9時00分~午後7時00分 午前9時00分~午後5時30分

※ただし、選挙の投開票日と重なる場合など開庁しない場合があります。 その他、臨時開庁日(年度末・年度初めの日曜日で大阪市が定める日等)

土曜日、日曜日(第4日曜日を除く)、祝日、休日、年末年始(12月29日~1月3日) は閉庁

2. 募集内容

(1) 募集する広告の種類

パンフレット・チラシ (A4サイズ)

※広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。

・広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、 市が推奨等をするものではありません。

(2) 募集枠数

5 枠

(3) 広告配架場所

1階区民情報コーナー (別紙レイアウト図参照)

※広告パンフレット・チラシは、大阪市此花区役所が設置するパンフレットラック に配架してください。

- (4) 広告配架期間
 - ・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - ・1か月単位での掲載も可能です。空枠のある限り更新は妨げません。 なお、更新の場合は広告掲出希望月の前月10日まで(土日・祝日の場合は翌開庁 日まで) に申込書を提出してください。

3. 広告料

- ・パンフレットラック 1 枠 月額 2,000 円 (税込み) (A4サイズ・縦位置・1か所につき、200枚程度置くことが可能)
- ・広告審査等の状況によりパンフレットの設置が月の途中となった場合においても 月額の広告料を徴収します。
- ・徴収した広告料は返還しません。

4. 配架できない広告

大阪市此花区役所広告掲載要領第2条及び第3条に該当するものは配架できません。

5. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

6. 申込み方法等

(1) 申込受付期間

広告掲出希望月の前月 10 日まで(土日・祝日の場合は翌開庁日まで)に申込みを してください。

(2) 申込み方法

大阪市此花区役所広告設置申込書 をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、広告原稿と共に持参又は郵送にて提出してください。

(提出先)

担当:此花区役所総務課(3階32番窓口)

住所:〒554-8501大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

電話:06-6466-9625

※ 申込みにあたっては、大阪市此花区役所広告掲載要領を必ず参照してください。

(3) 決定通知

大阪市此花区役所において審査のうえ配架の可否を決定し通知します。

- (4) 広告者の手続き
 - ①広告決定通知書を受け取られましたら、納入通知書にて広告料金を納めていただきます。
 - ②広告パンフレット・チラシの搬入・配架作業を行っていただきます。
 - ※ 必要に応じて補充等も行っていただけます。